

考えてみよう! 「子どもの権利」

としまく こ けんり かん たいせつ けんり まも
 豊島区では、子どものみなさんの大切な権利を守ること、みなさんが
 あんしん じぶん せいちよう としまく こ けんり
 安心して、自分らしく成長していくことをねがって「豊島区子どもの権利に
 かん じょうれい
 関する条例」をつくりました。



しょうがっこう
 小学校

ねん
 年

くみ
 組

なまえ
 名前

1 「子どもの権利」とは何でしょう？

権利とは？

人が人として生きていくために、大切なものであり、
守られるものです。だれもが「権利」をもっています。
自分だけでなく、他の人の「権利」もお互いに大切に
しましょう。



なるほど...

自分だけが
楽しくても
だめなんだね。



自分もまわりにいる人も幸せに
過ごせることが大切なんだね。

あなたや友だちが幸せなときは、どのようなときですか？

あなたが、うれしいときや心が温かくなるときは、どのようなときですか？

友だちは、どのようなときに、うれしかったりや心が温かくなったりするのか、
聞いてみましょう。

みなさんは、どんな権利をもっていますか？

この条例では、いろいろな「大切な子どもの権利」について認めています。
自分に当てはめて、考えてみましょう。

あん
安

安心して生きること

どんな理由があっても、ぼう力やいじめで心や体をきずつけられたり、さべつを受けたりすることはあってはいけません。

みなさんは、ぼう力やいじめ、さべつから心や体を守られ、安心して過ごすことができます。

あなたが、「家族や友だちから大切にされている」と感じるのは、
どのようなときですか？

こ
個

性が尊重されること

みなさんは一人ひとりちがう人で、一人ひとりのちがいを個性といいます。

みなさんは一人ひとりがかけがえのない人として、個性をおたがいに大切にしながら、
自分らしく成長することができます。

また、人に知られたくないことやひみつは守られなくてははいけません。



ひと
人とちがっていても
そのままの自分でいいんだよ。

あなたの「自分らしさ」とはどんなところだと思いますか？
友だちに聞いてみましょう。

自じ分ぶんで決きめること

やりたいクラブ活動かつどうやしょうらいのことなど、自分じぶんのことを自分じぶんで決きめることができます。

また、自分じぶんのことを決きめるときに、ひつようなことをまわりの人ひとからわかりやすく教おしえてもらえます。



あなたが、しょうらいなりたいものややりたいことは、何なんですか？

思おもいをつたつたえること

自分じぶんの思おもったことかんがや考しゆうえたことを、自由ひとに人つたに伝つたえることができます。

家いえや学がっこう校なで何なにかを決きめるときには、自分じぶんの意い見けんや気き持もちをまわりの人ひとに伝つたえることができます。



こんど がくげいかい
今度の学芸会でやりたい
ことがあるけど、
自分じぶんだけがやりたいことを
い
言いっていいのかなあ？

やりたいことや
おも
思おもったことは
い
言いっていいんだよ。
みなで話はなし合あって
みようよ。



話はなし合あいで意い見けんを出だしやすくするためには、どのようなこときに
気きを付つければよいですか？

か

かけがえない時を過ごすこと

みんなで、自由に遊んだり、学んだりして、時を過ごすことができます。
文化やげいじゅつ、スポーツなど、きょう味のあることをして過ごし、自分らしく
育つことができます。

ひとこと 一言メモ

豊島区には、子どもが自分のせきにんで自由に遊び、
かけがえない時間を過ごせる場所として、
「プレーパーク」があります。



あなたが楽しいと感じるのは、何をしているときですか？

社

会の中で育つこと

地いきの一員として、お祭りなどの活動にさんかすることができます。
また、地いきの文化やでんとうを学び、自分の育つ地いきをよりよく知ることができます。

ひとこと 一言メモ

豊島区では、地いきで子どもがさんかできるお祭りや
行事がいろいろあります。
自分の地いきの活動にぜひさんかしてみましよう。



地いきのお祭りなど、あなたが知っている地いきの活動を書いてみましょう。

3 さいご 最後 に

こ けんり がくしゅう した か ばめん
 子どもの権利について学習しました。下に書いてある場面は、それぞれ、
 けんり むす かんが
 どの権利と結びつくか考えてみましょう。

ば めん 場 面

かぞく ようふく か い
 家族と洋服を買いに行ったときに
 か じぶん き
 買うものを自分で決めること

え
 絵をかくことがすきだから
 れんしゅう じょうず
 練習してもっと上手になること

かぞく はん た
 家族でばんご飯を食べること

とも
 友だちとサッカーをして遊ぶこと
 あそ

とも
 友だちからいやなことを
 せんせい そうだん
 されたときに先生に相談すること

ち まつ みせ
 地いきのお祭りでお店の
 て
 お手つだいをすること

がっこう はっぴょう
 学校でげきの発表をするとき
 じぶん やく
 自分がやりたい役をきぼうすること

こ けんり 子どもの権利

あんしん い
 安心して生きること

こせい そんちよう
 個性が尊重されること

じぶん き
 自分で決めること

おも つた
 思いを伝えること

かけがえのないときを
 す
 過ごすこと

しゃかい なか そだ
 社会の中で育つこと

しえん もと
 支援を求めること

あなたが、うれしいことや楽しいことは、どの権利にあてはまりますか？

あなたがうれしいこと・楽しいこと

あてはまる権利

--	--

4 こまったり、なやんだりしたときは、相談できます。

あなたが、こまったり、なやんだりしたときは、ひとりでなやまないで、
 相談してください。相談した内ないようなど、ほかの人ひとに知られたくない
 「ひみつ」は守まもられます。すべて、日曜日・祝日や年末年始はお休みです。

子どもの相談せん用フリーダイヤル

友だちのことや家族のことなど、心配なことがあったら何でも電話で
 相談できます。電話のお金はかかりません。

電話番号 0120-618-471

受けつけ時間 月曜日げつようびから金曜日きんようび：9時から18時
 土曜日どようび：9時から17時

子どもわか者そう合相談「アシスとしま」

学校のこと、ふだんの生活、おうちのことなど、どんななやみでも
 相談できます。電話でも、区役所のまど口でも相談を受けつけています。

場所 豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所4階 11番まど口

電話番号 03-4566-2476

メール A0017309901@city.toshima.tokyo.jp

受けつけ時間 月曜日げつようびから金曜日きんようび：8時30分から16時30分

(16時30分から17時15分は予やくのみ受けつけます。)

教育センター電話相談

学校のことやおうちのことなど、電話で相談できます。
 相談するときは、名前を言わなくても大丈夫です。

電話番号 03-3983-0094

受けつけ時間 月曜日げつようびから土曜日どようび：9時から12時、13時から17時